

重要事項説明書

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援)

1. 事業者

名称	金沢市
所在地	石川県金沢市広坂1丁目1番1号
電話番号	076-220-2289 (金沢市障害福祉課)
代表者氏名	金沢市長 村山 卓
管理委託法人名	社会福祉法人むつみ会
管理委託法人所在地	石川県金沢市十一屋町4番34号
管理委託法人代表者氏名	理事長 大森 万寿夫

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定障害児通所支援事業所
事業所番号	1750100032 (平成24年4月1日指定)
事業所の名称	金沢市障害児通園施設ひまわり教室
事業所の所在地	石川県金沢市十一屋町4番34号
電話番号	076-243-6786
事業の目的	障害のある児童に対して、通所等の方法により、その育成を助長することを目的とします。
事業所開設年月	昭和53年4月
管理者氏名	満仁崎 信世

3. 事業実施地域

金沢市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町、かほく市

4. 開所日、開所時間及びサービス提供時間

開所日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日まで休所日となります。
開所時間	月～金 午前9時から午後7時 土 午前9時から午後5時
サービス提供時間	月～金 午前9時から午後5時15分 土 午前9時から午後2時30分

本事業所の行事等のほか、保護者が疾病にかかっている等、やむを得ない理由により必要があるときは、変更となる場合があります。

5. 利用定員 20名

6. 職員の体制

<本事業所の職員体制>

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに基準省令を遵守させるために必要な指揮命令を行います。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤かつ専任）

児童発達支援管理責任者は、基準省令に規定する児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画、居宅訪問型児童発達支援計画及び保育所等訪問支援計画（以下「個別支援計画」と総称します。）を作成するほか、障害のある児童又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行い、他の従業者に対する技術指導及び助言を行います。

(3) 保育士又は児童指導員 5名以上

保育士又は児童指導員は、個別支援計画に基づき児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供に当たります。

(4) 訪問支援員 1名以上

訪問支援員は、個別支援計画に基づき居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の提供に当たります。

7. 本事業所が提供する支援と利用料金

(1) 「個別支援計画」と支援内容

本事業所では、個別支援計画を作成し、支援を提供します。個別支援計画は、市町が決定した児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援の支給量（通所受給者証に記載してあります。）と児童の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成します。

〈支援内容〉

- ① 以下の支援目標を定め、支援を行います。
 - ・ 日常生活における基本的動作（食事、排泄、衣服の着脱等）を習熟させること
 - ・ 集団生活に適応させること
 - ・ 運動機能及び感覚機能の発達を促進させること
 - ・ 言葉その他の意思表示手段を習得させること
 - ・ 知識技能を習得させ、又は生活能力を向上させること
 - ・ 社会との交流を促進させること
- ② 日中における活動の場を提供します。
- ③ その他家族の方の悩みや不安などのご相談に応じます。

（２）利用者負担額

上記支援の利用に対しては、障害児通所給付費が支給されます。障害児通所給付費は、本事業所が市町より代理受領いたしますので、通所受給者証の記載内容に基づき、市町が定めた負担上限額の範囲内において

障害児通所給付費の額の100分の10に相当する利用者負担額

を利用者からお支払いいただきます。

＜利用者負担額の上限等について＞

☆ 障害児通所給付費の利用者負担額は、市町が上限を定めています。そのため、他の事業所での支援のご利用状況により、本事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。本事業所が代理受領を行った通所給付費額は、利用者へ通知します。

（３）利用者負担額のお支払い方法

前記（２）の料金は、1か月ごとに計算し、ご利用月の翌月にご請求しますので、金沢市障害福祉課から送付される「納入通知書兼領収証書」により指定した期限までにお支払い下さい。

（４）支援の終了

- ① 利用者が本事業者に対し7日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。
- ② 本事業者が正当な理由なく支援を提供しない場合、守秘義務に反した場合、児童やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者が本事業所や従業者または他の利用者等に対し、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合、契約を解除し、支援の提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。
- ④ 本事業所を廃止又は縮小する場合などやむを得ない事情がある場合その他支援を提供することが不相当であると認められる場合、契約を解除し、支援の提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

（５）契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 児童が児童福祉施設等に入所した場合
- ② 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援に係る障害児通所給付費の支給決定が取り消された場合、又は支給決定期間終了に伴い障害児通所給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合
- ③ 児童が亡くなった場合

8. サービスの利用に関する留意事項

本事業者のサービス利用に際し、次の事項について留意して下さい。

- ① 送迎の際は、決められた時刻、場所を守る事
- ② 通常の送迎時間以外の来所、退所は、原則として家族が行うこと
- ③ 利用に当たって必要なものは、利用者が用意し持参させること
- ④ 欠席など利用の変更に関する連絡については、速やかに行うこと
- ⑤ 「住所」及び「利用者負担上限月額」、「支給量等」など通所受給者証の記載内容の変更があった場合に速やかに報告すること

9. 緊急時の対応方法について

支援の提供中に児童に病状の急変等があった場合は、速やかに医療機関、ご家族等にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応方法について

支援の提供中に事故が発生した場合は、市町村、ご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 損害賠償について

支援の提供中に事業者の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合、その損害を賠償します。

12. 非常災害対策について

支援の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は児童の避難等適切な措置を講じます。

13. 苦情及び虐待防止等の相談受付について

(1) 当事業所の相談窓口

担当者 管理者 満仁崎 信世
電話 076-243-6786

(2) 金沢市の相談窓口

金沢市役所障害福祉課
電話 076-220-2289

14. 第三者評価の実施について

第三者評価は実施していません。